

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営				番号	③	(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号		予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項			8 年度 当初予算額		9 年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	財務本省	財政健全化推進費	財務書類の作成・公表に必要な経費			14,079		106,505	
	小 計				一般会計		14,079		106,505	
						<		> の内数	<	> の内数
					特別会計					
						<		> の内数	<	> の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの										
	小 計				一般会計					
						<		> の内数	<	> の内数
					特別会計					
						<		> の内数	<	> の内数
	合 計				一般会計		14,079		106,505	
						<		> の内数	<	> の内数
					特別会計					
						<		> の内数	<	> の内数

○ 政策目標 1－6：公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。

また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。

国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表を行います。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-6-1：国の財務書類の作成・公表等

関連する内閣の基本方針

該当なし

政策目標 1－6 についての評価結果

政策目標についての評価

S 目標達成

評価の理由

国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から、令和 6 年度決算分を令和 8 年 1 月 30 日に財務省ウェブサイトで公表しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成するとともに、ビジュアルレポートツールであるダッシュボードによる公表も実施することで、開示情報の充実を図りました。

特別会計財務書類については、令和 6 年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました（令和 8 年 1 月 23 日）。

また、国の業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結した連結財務書類についても、国民に対してよりわかりやすい説明をするためにパンフレットを作成し、令和 8 年 3 月 27 日に財務省ウェブサイトで公表を行いました。

さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や事業別フルコスト情報についても、国民に情報的的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において省庁別財務書類が 1 月、事業別フルコスト情報が 3 月に公表されました。事業別フルコスト情報については、本取組になじむ事業の選定を各府省と協力しながら進めていく方針の下、補助金・給付金事業型のうち開示の必要性が低いと判断される事業の見直しを行い、事業の入れ替えを行う等、より内容の充実を図りました。

施策 1－6－1 の評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

企業会計の慣行を参考とする特別会計の財務書類については、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)第19条及び第20条の規定に基づき作成・公表しており、一般会計及び全特別会計から構成された国の財務書類については、国民への説明責任向上等のため、財政制度等審議会の報告等に基づき平成15年度決算分から作成・公表しています。これらは、公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営に必要な取組と言えます。

発生主義等の企業会計の考え方や手法を活用することで、国の財政状況をストック（資産・負債）やフロー（業務費用・財源）といった情報で一覧的に分かりやすく開示することが可能となり、国民に対する説明責任の履行の向上等につながっています。

財務書類作成システムの運用等により、昨年度に引き続き、国の財務書類（一般会計・特別会計）を令和7年度内に公表しています（令和8年1月）。また、財務書類等の公表についても、ウェブサイトを活用するなど効率化に取り組んでいます。

施策

政1-6-1：国の財務書類の作成・公表等

取組内容

国の財政状況に関するストック及びフローの情報の充実を図るため、各府省が作成している省庁別財務書類の計数を基礎として、国全体の財務状況を開示する国の財務書類を平成15年度決算分から作成・公表しているところです。公表に当たっては、財務省ウェブサイトも活用して、広く国民に対する情報開示を行います。

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public_finance_fact_sheet/)

また、財務省は、各府省の作成する省庁別財務書類について、財務情報の的確な開示が行われるよう必要な助言等を行うほか、令和８年度予算の審議に活用するために、令和６年度決算分の国の財務書類（一般会計・特別会計）を令和８年１月下旬に公表します。

定量的な測定指標

[主要] 政1-6-1-A-1：国の財務 書類（一般会計・特別会 計）の公表日	年度	令和3年度 （2年度分）	4年度 （3年度分）	5年度 （4年度分）	6年度 （5年度分）	7年度 （6年度分）
	目標値	4年1月下旬	5年1月下旬	6年1月下旬	7年1月下旬	8年1月下旬
	実績値	4.1.25	5.1.27	6.1.26	7.1.24	8.1.30

(出所) 主計局法規課調
(目標値の設定の根拠)

「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」(平成18年6月14日財政制度等審議会)において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和 8 年 1 月下旬とした目標値のとおり、令和 8 年 1 月 30 日に公表したことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
政1-6-1-B-1：国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表	
(目標の内容)	国の財務書類のポイント（パンフレット）やガイドブック等において、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。
(目標の設定の根拠)	「財務書類等の一層の活用に向けて」（平成27年 4 月30日財政制度等審議会 法制・公会計部会）等において、国民に対する分かりやすい説明が求められているためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	国の財務書類のポイント（パンフレット）等の図表をより見やすくなるよう工夫するなど内容を充実させ、国民に対してより分かりやすい説明を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から 1 月下旬の公表を目標とし、令和 6 年度決算分を令和 8 年 1 月30日に財務省ウェブサイトにて公表を行っており、目標を達成しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説した資料（国の財務書類のポイント及び「国の財務書類」からみる財政）を作成するとともに、ビジュアルレポートツールであるダッシュボードによる公表も実施することで、開示情報の充実を図りました。 特別会計財務書類については、令和 5 年度決算分に引き続き、令和 6 年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました（令和 8 年 1 月30日）。 また、国の業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結した連結財務書類についても、国民に対してよりわかりやすい説明をするためにパンフレットを作成し、令和 8 年 3 月27日に財務省ウェブサイトにて公表を行いました。 さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や事業別フルコスト情報についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において省庁別財務書類が 1 月、事業別フルコスト情報が 3 月に公表されたところです。事業別フルコスト情報については、本取組になじむ事業の選定を各府省と協力しながら進めていく方針の下、補助金・給付金事業型のうち開示の必要性が低いと判断される事業の見直しを行い、事業の入れ替えを行う等、より内容の充実を図りました。

	以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
--	---

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況（令和 6 年度分）」

政 1－6－1 に係る参考情報

参考指標 1：国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況（令和 6 年度分）

日付	種 類	備 考
令和 8 年 1 月 30 日	国の財務書類（令和 6 年度分）	説明資料もあわせて作成・公表
	令和 6 年度特別会計財務書類	「特別会計に関する法律」第 19 条に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出のうえ、公表
	令和 6 年度省庁別財務書類	各府省において、同日に公表

（出所）主計局法規課公会計室調

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 令和 7 年度決算分の国の財務書類について、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努め、予算の審議等に活用するために、令和 9 年 1 月に公表します。さらに省庁別財務書類等についても、各府省より的確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行います。 また、令和 9 年度の予算については、令和 8 年度決算分の国の財務書類の令和 10 年 1 月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めます。
---------	---

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	国の財務書類については、令和 5 年度決算分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努めました。特別会計財務書類については、会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました。さらに省庁別財務書類についても、各府省よりの確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行いました。					
	また、事業別フルコスト情報を各府省が作成・公表するにあたって、的確な情報開示が行われるように必要な助言等を行いました。					
	令和 8 年度の予算については、令和 7 年度決算分の国の財務書類の令和 9 年 1 月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めました。					

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	11,229千円	11,974千円	13,113千円	14,079千円	
	(項) 財政健全化推進費	11,229千円	11,974千円	13,113千円	14,079千円	
	(事項) 財務書類の作成・公表に必要な経費	11,229千円	11,974千円	13,113千円	14,079千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合計	11,229千円	11,974千円	N. A.		
執行額		10,208千円	10,692千円	N. A.		
(概要) 国の財務書類の作成・公表等 (注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年11月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	主計局（法規課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月
-------	----------	----------	------------